

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	さわやか収集対象者一覧	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境事業部業務課 環境局環境事業部中央清掃事務所 環境局環境事業部北清掃事務所 環境局環境事業部東清掃事務所 環境局環境事業部白石清掃事務所 環境局環境事業部豊平・南清掃事務所 環境局環境事業部西清掃事務所	
4	個人情報ファイルの利用目的	さわやか収集事務における要件確認等のため	
5	記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 電話番号 4. その他、ごみ収集のために必要な情報	
6	記録範囲	さわやか収集利用申請書を提出した者	
7	記録情報の収集方法	本人の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）環境局環境事業部業務課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	共同住宅排出指導台帳一覧	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境事業部業務課 環境局環境事業部中央清掃事務所 環境局環境事業部北清掃事務所 環境局環境事業部東清掃事務所 環境局環境事業部白石清掃事務所 環境局環境事業部豊平・南清掃事務所 環境局環境事業部西清掃事務所	
4	個人情報ファイルの利用目的	個別指導を行った実施記録等の情報を管理	
5	記録項目	1. 氏名（社名） 2. 住所 3. 電話番号 4. その他、指導内容等に関すること （居住者の使用状況、指導状況）	
6	記録範囲	共同住宅ごみ収集申込書 兼 所有者等通知書を提出した者	
7	記録情報の収集方法	所有者又は管理会社等の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）環境局環境事業部業務課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	個別指導事務情報ファイル	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境事業部業務課 環境局環境事業部中央清掃事務所 環境局環境事業部北清掃事務所 環境局環境事業部東清掃事務所 環境局環境事業部白石清掃事務所 環境局環境事業部豊平・南清掃事務所 環境局環境事業部西清掃事務所	
4	個人情報ファイルの利用目的	個別指導を行った実施記録等の情報を管理	
5	記録項目	1. 氏名 2. 住所 3. 不適正排出の写真 4. その他、指導内容等に関すること （調査日、指導日、指導員氏名）	
6	記録範囲	個別指導を行った者	
7	記録情報の収集方法	不適正排出ごみ	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）環境局環境事業部業務課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	資源物持去りの状況集計表	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境事業部業務課	
4	個人情報ファイルの利用目的	ごみステーションからの資源物持去り者及びその状況等の確認のため。	
5	記録項目	1. 住所 2. 人数 3. 性別 4. 車種及びナンバー 5. その他、持去り者の特定等に必要な情報	
6	記録範囲	資源物の持去りを行った者	
7	記録情報の収集方法	通報者からの情報提供	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）環境局環境事業部業務課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	ごみステーション管理器材及び箱型ごみステーション敷地内設置費の助成金交付申請一覧表	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境局環境事業部業務課	
4	個人情報ファイルの利用目的	ごみステーション管理器材及び箱型ごみステーション敷地内設置費の助成の申請、決定状況確認等のため。	
5	記録項目	1. 氏名（団体名） 2. 肩書 3. 住所 4. 電話番号 5. ステーション設置住所 6. その他、ごみ収集のために必要な情報	
6	記録範囲	助成金申請書を提出した者	
7	記録情報の収集方法	本人又は管理会社等の申告	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）環境局環境事業部業務課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		